

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を十万四千九百五十円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万七千三十円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二千四百八十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八千五百二十円にそれぞれ引き上げる。（第七条の二第二項関係）

二 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。（附則関係）